

# 止めよう! 変形労働制 80

## 道教委が「1年単位の変形労働時間制」について説明するためのリーフレットを作成

### ●道教委が、現場無視の意向調査に基づき、道議会に条例案を提出へ

道教委は、「現場の多くの教員が求めている」として、「1年単位の変形労働時間制」導入を可能とするための条例案を道議会に提出しようとしています。しかし、道教委が「教員が求めている」とする根拠としている意向調査は、ほとんどの学校では現場教職員の意向が確認されることはありませんでした。

また、道教委は、制度導入について説明する資料を作成、配布していないため、多くの教職員はこの制度の詳細を知りません。このような状況で、制度導入についての判断ができるはずがありません。

### ●組合の指摘を受け、道教委はリーフレットを作成

道教委が条例制定をしようというのであれば、少なくとも、現場教職員の声をていねいに確かめること、そのために、必要な資料を作成して制度を丁寧に説明することが必要です。

この組合の指摘に対し、道教委は、「1年単位の変形労働時間制」について説明するリーフレットを作成しました。

しかし、作られたリーフレットはA4版2ページで、複雑なこの制度を説明するには、あまりにも不十分です。このままでは、「休日確保のため便利に使える制度」「選択制で自由に活用できる」などの誤解が生じかねません。

### ●各職場で、制度導入の問題点を語り合い、反対の声を上げよう

道教委作成のリーフレットについては、このニュースで、問題点を指摘していきます。また、現在、道教委と行っている条例制定にあたっての交渉の経過についても、このニュースでお知らせします。

各職場で、このニュースをもとに、制度導入の問題点を語り合い、制度導入反対、『変形』よりも『せんせいふやそう』の声をともに上げましょう。

また、道教委に対する思いを、「怒りのレッドカード」で道教組に託してください。6日、11日に実施する道教委との交渉で、現場教職員の声を伝え、条例案の撤回、少なくとも十分な議論ができる状況が整うまで先送りすることを強く求めます。

公立学校の教育職員における (R2.10 教職員課)  
一年単位の変形労働時間制について

◆一年単位の変形労働時間制とは

- 1箇月を超え1年以内の期間で、1日あたり正規の勤務時間が平均して7時間45分となるよう、業務の繁忙に応じて、勤務時間を配分する制度です。
- 長期休業期間において連続して休日を設定する場合には、本制度が適用できます。
- 校務の状況に応じて、学校単位だけではなく、個人単位での活用も可能です。

◆活用イメージ図

◆本制度の目的

- 本制度を導入すること自体が勤務時間を縮減するものではありませんが、働き方改革を進めるための一つの選択策となるものです。
- 長期休業期間中に連続した休日を設定することで、リフレッシュの時間を確保し、効果的な教育活動を行うことができ、さらに、教職の魅力向上にもつながるものと考えられます。

◆活用するための条件

- ・ 対象期間には、必ず、長期休業期間を含めること。
- ・ 長期休業期間中に、連続して休日(勤務時間が割り振られていない日)を設定すること。
- ・ 本制度を適用している職員の時間外在校等時間は、月42時間、年320時間以内とすること。
- ・ 教育委員会及び校長は、国の指針で定める以下の措置を全て講ずること。

教育職員に対して	学校全体に対して
■ 客観的な方法等による在職等時間の把握	■ 部活動・研修等、長期中の業務の縮減を図る
■ 部活動は、国のガイドラインの範囲内で実施	■ 職員会議、研修等は正規の勤務時間内で実施
■ 確保できる休日の日数を考慮し、業務量が多い時期に限定	■ 育児や介護を行うもの等については配慮
■ 終業から始業まで一定時間以上の継続した休息の時間を確保等	